

# 令和6年度 瑞穂市 悪天候時における対応について

保護者掲示用

発表された気象警報	発表時刻及び解除時刻	対 応	備 考
大雨警報 洪水警報 大雪警報 暴風警報	午前7時までに解除された場合	平常通り	
	午前7時より後で午前11時までに解除された場合 (午前11時解除含む)	解除後1時間後より授業開始	午前授業の場合は、 「11時」を「8時」 とする。
	午前11時より後に解除された場合	休業	
	登校後に発表された場合	職員及びPTA等の引率等による集団下校 保護者への引き渡し 学校待機	
特別警報 ※大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがあるときに発表	午前7時までに解除された場合	平常通り	
	午前7時より後で午前11時までに解除された場合 (午前11時解除を含む)	解除後1時間後より授業開始	午前授業の場合は、 「11時」を「8時」 とする。
	午前11時より後に解除された場合	休業	
	登校後に発表された場合	保護者への引き渡し	

\*児童生徒の安全を第一に考え、以下3点の基本姿勢をもとに的確な対応を行います。

「授業を打ち切ることには躊躇しない」

「給食の実施などにとらわれず下校の時間を判断する」

「状況によって、同じ中学校区内で対応が異なることもありうる」

\*警報が発表されていなくても、気象情報や河川の状況を考慮して、休校、早退及び自宅待機の決定を行うことがあります。

\*警報発表前、警報が解除された後、また、雷、突風（竜巻）の可能性のある状況や、通学路の安全が確保されていない場合は、保護者の判断で自宅待機させてください。

\*気象条件、交通状況、下校及び保護者引き渡しの時間によって、給食を食べずに下校することもあります。

\*保護者引き渡しの際は、学校周辺にて渋滞が予想されます。交通事故などに十分ご注意ください。